

名 称	JAPAN MELGES WEEK 2013 兼 第1回 全日本 Audi Melges20 クラス選手権大会 第7回 全日本 Melges24 クラス選手権大会 第1回 全日本 Melges32 クラス選手権大会
期 日	2013年11月2日(土)～4日(月祝)
共同主催	日本メルジェス協会 一般社団法人関西ヨットクラブ 新西宮ヨットハーバー株式会社
公 認	公益財団法人日本セーリング連盟
開 催 地	兵庫県西宮市

SAILING INSTRUCTIONS

1. 規則

- 1-1 本レガッタには『セーリング競技規則[RRS]2013-2016』に定義された規則を適用する。
 1-2 AUDI Melges20クラスにはThe International Audi Melges20 Class Rulesを適用する。
 Melges24クラスにはInternational Melges24 Class Rules 2013を適用する。
 Melges32クラスにはThe International Melges32 Class Rulesを適用する。
 1-3 NOTICE of RACE と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。

2 競技者への通告

競技者への通告は、KYC1 階ウェットバー前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 出艇申告

- 3-1 各レースの出艇申告は、所定の用紙に記入の上、レース本部に提出すること。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。但し、レース日程の変更(一日目は変更しない)は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示する。

5. 陸上で発する信号

- 5-1 陸上で発する信号は、各日の出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚する。
 5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は(降下の時は音響一声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。

6. レース日程

- 6-1 シリーズは日間でソーセージコース 8 レースを予定する。
 6-2 各日のレース数はレースコミッティーの裁量に任せられる。
 6-3
- | | | |
|----------|-------------------|-----------------------------------|
| 11月1日(金) | 10:00-17:00 | 受付、体重計測(Melges24、Melges32) |
| | 13:00 | プラクティスレース予告信号 |
| 11月2日(土) | 08:30-09:00 | 受付、体重計測(Melges24、Melges32) |
| | 09:00 | 艇長会議(KYC2階レストラン) |
| | 10:55 | 予告信号(Melges32) |
| | Melges32 予告信号の5分後 | 予告信号(Melges24) |
| | Melges24 予告信号の5分後 | 予告信号(Audi Melges20) |
| | レース終了後 | アフターレースドリンク(KYC1F ウェットバー) |
| | | 日本メルジェス協会定期総会、理事会(KYC3階キャプテンズクラブ) |
| 11月3日(日) | 08:30~09:00 | 受付 |
| | 10:25 | 予告信号(Melges32) |
| | Melges32 予告信号の5分後 | 予告信号(Melges24) |
| | Melges24 予告信号の5分後 | 予告信号(Audi Melges20) |
| | レース終了後 | アフターレースドリンク(KYC1F ウェットバー) |

11月4日(月祝)	08:30~09:00	受付
	10:25	予告信号(Melges32)
Melges32 予告信号の5分後		予告信号(Melges24)
Melges24 予告信号の5分後		予告信号(Audi Melges20)
レース終了後		表彰式(KYC1F ウェットバー)

6-4 最終日は 13:00 を越えて予告信号は発せられない。

7. クラス旗

クラス旗は下記の次の通りとする。

クラス	旗
Melges32	グリーン旗
Melges24	ライトブルー旗
Audi Melges20	イエロー旗

8. レースエリア

大阪湾西宮沖水域(西宮一文字防波堤沖)

9. コース

9-1 コースは別紙の通りとする。

9-2 レースコミッティーの信号艇に数字旗①を掲揚した場合、コース 1 を帆走すること。数字旗②を掲揚した場合、コース 2 を帆走すること。

9-3 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10. マーク

10-1 マーク①およびマーク②(スタートマークとフィニッシュマークを兼ねる)はオレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

10-2 マーク③は、オレンジ色の一辺約 1.8m の正四面体型ブイを使用する。

10-3 指示 12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は同型の緑色、マーク③は同型の同色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11. スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

11-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

11-3 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

11-4 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

11-5 その日の次の Melges32 のレースの予告信号は、レースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R旗の降下(反復音響信号とともに)の、1 分後に発せられる。

11-6 Melges32、Melges24、Audi Melges20 の順にスタートする。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは、規則33 を変更している。

13. フィニッシュ

13-1 コース1の場合、フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②との間とする。

13-2 コース2の場合、フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク①の間とする。

13-3 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークとの間とする。

13-4 レースコミッティーが、その日の続くレースのスタートを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

14. ペナルティー方式

規則 44.1 を『2 回転ペナルティー』から『1 回転ペナルティー』に置き換える。

15. タイムリミット

スタート信号後 120 分、または先頭艇がスタート信号後 120 分以内にフィニッシュした場合は、そのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは規則 35 と A4 を変更している。

16. 帰着申告

その日の最終レースのフィニッシュ、もしくはリタイアの連絡をもってその艇の帰着とする。

17. 抗議

17-1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、その日の最終レース終了後 90 分以内にレース本部に提出されなければならない。

17-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。

17-3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議受付締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

17-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。

17-5 指示 3、19、20、22 および 23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は、DPI である。

18. 順位、得点、及び大会の成立

18-1 スクラッチレースとし、着順の早い艇を上位とする。

18-2 シリーズが成立するためには、3 レースを完了することを必要とする。

18-3 すべてのレースをカウントする。但し、6 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除いたレース得点の合計とする。これは付則 A2 を変更している。

19. 安全規定

19-1 衣類または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。この項は、第 4 章前文を変更している。

19-2 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えること。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

21. 運営艇

21-1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

21-2 PROTEST 旗、INSPECTION 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

22. 支援艇

チームリーダー、コーチその他の支援要員は、支援される艇のその日の出艇から最終レースのフィニッシュまで、その艇と接触をもってはならない。また準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはレースコミッティーが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにいてはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

23. 上架の制限と泊地

艇は、11 月 1 日(金)17:00 から、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、大会期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。

①レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。

②緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある

24. 無線の使用

24-1 艇はレース中無線通信を行ってはならない。またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

24-2 レースコミッティーは、スタートエリアの場所、スタートのカウントダウン、OCS した艇の艇名及びセール番号、ゼネラルコール及び延期等を VHF で放送することがある。放送の順番や聞き取りの誤りは救済要求の根拠にならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

25. 賞

Audi Melges20、Melges24 クラス、Melges32 クラス総合 1 位～3 位

26. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースをすることの決定]参照。主催団体等は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。



Kazi



**MELGES
JAPAN**